平成２８年（フ）第４２９６号
大阪市港区市岡元町２丁目６番15号　コータスＫＮ　901号
債務者　北原　智也
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１３号
大阪府東大阪市近江堂２丁目９番３号
債務者　吉岡　昌子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３６号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目24番16号（102）、前住所大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ２―601号
債務者　平山　賢治
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６３号
大阪市西成区鶴見橋２丁目７番５号
債務者　江里　重喜
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６５号
大阪府豊中市玉井町４丁目２番８―705号
債務者　ＴＡＰＡＳ豊中こと　太田原一枝
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８２号
大阪市住吉区苅田５丁目18番３号　大建マンション17号
債務者　田中　敏之
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３９号
大阪市淀川区十三東３丁目５番12号　ストロング第５新大阪　304号
債務者　寺岡　由紀
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５１号
大阪府枚方市出屋敷元町２丁目９番１号
債務者　池田　清美
法定代理人保佐人　渡邉　直貴
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番19号　泉荘620号
債務者　北口　隆章
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７１号
大阪市東成区神路２丁目７番20号　フェリーチェ深江橋１号館　1201号
債務者　中野　純子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５０号
埼玉県川口市元郷５丁目27番17号
債務者　小川　美穂
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９２号
埼玉県川口市大字西新井宿1271―１　介護老人保健施設厚生会川口ケアセンター、住民票上の住所埼玉県川口市末広３丁目６番４号カーサ末広102号
債務者　石濱　芳和
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６８号
埼玉県川口市大字芝4492番地の１　セジュール・アイ305号
債務者　池田　光男
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９６号
埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地３　ターシャ麻布303号
債務者　陳　　文輝
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
静岡県菊川市加茂69番地の１　ハイツ東名Ａ―201
債務者　谷本　仁昭
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１８８３号
札幌市中央区南10条西９丁目２番46―202号
債務者　木村　錠治
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０５号
札幌市豊平区美園４条８丁目１番15号　プレジャー美園103号
債務者　斎藤　厚夫
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部